

狂犬病予防法

(抑留)

- 第6条 予防員は、第4条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第5条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。
- 2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。
- 3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。
- 4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。
- 5 第3項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。
- 6 第2項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第3条第2項の規定を準用する。
- 7 予防員は、第1項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。
- 8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を2日間公示しなければならない。
- 9 第7項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後1日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。
- 10 前項の場合において、都道府県は、その処分によって損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例

(犬又は猫の引取り等の申請)

規第9条 次の表の左段に掲げる申請をしようとする者は、同表右段に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

申請の種類	申請書の名称
条例第21条第1項の規定による犬又は猫の引取りの申請	犬又は猫の引取り申請書 (別記第6号様式)

条例第 21 条第 3 項の規定による犬又は猫の引取りの申請	犬又は猫の引取り申請書 (別記第 7 号様式)
条例第 21 条第 3 項の規定により引き取った犬又は猫の返還の申請	犬、猫等の返還申請書 (別記第 8 号様式)
条例第 22 条第 1 項の規定により収容した犬の返還の申請	
条例第 23 条第 1 項の規定により収容した犬、猫等の返還の申請	犬、猫等の譲渡申請書 (別記第 9 号様式)
条例第 25 条第 2 項の規定による譲渡の申請	